			構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
			構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率
		基礎ぐい等計算書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
		使用上の支障に関する計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
	(三)	使用構造材料一覧表	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
			屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
			使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
			使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
		荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
		応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
		屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
	(四)	偏心率等計算書	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
			各階及び各方向の偏心率の算出方法
			告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）による計算の根拠
		偏心率等計算結果一覧表	各階の偏心率
			告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）に適合していること

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一　確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。

二　建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。

三　他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。

四　この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては、省略することができる。

○国土交通省告示第六百十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第四号イ中「⑽まで」を「⑾まで」に改め、⑽を⑾とし、⑼の次に次のように加える。

⑽　ＣＬＴパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第九第二号に定める構造計算を行ったもの

第四号ロ⑵及び第五号中「⑼まで」を「⑽まで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第四第二号イ中「並びに平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）」を「、平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）並びに平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第三第一号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十五号

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

指定する都道府県　一　栃木県
二　埼玉県
三　岡山県
四　鹿児島県

指定する市区町村　一　茨城県五霞町
二　東京都江東区

○国土交通省告示第六百十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。

平成二十八年四月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一条第六号中「旅客会社及び」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一一、六一〇円」を「一二、三五〇円」に、「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同号ロ中「二三、六八〇円」を「二五、一四〇円」に改める。

第一条の二第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一一、六一〇円」を「一二、三五〇円」に、「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同号ロ中「二三、六八〇円」を「二五、一四〇円」に改める。

第二条第六号イ中「一七、二九〇円」を「一八、四〇〇円」に改める。